

## 中小企業復興店舗等整備補助金のご案内

◎ 陸前高田市では、高齢者等が使いやすい店舗の整備を推進するため、「復興店舗等整備補助金」の交付制度を制定しています。

ユニバーサルデザインに配慮した店舗等の整備に要する経費に対し、面積に応じ30～50万円を限度に補助金を交付しますので、補助を受けられたい場合は、下記により申請手続きをお願いします。

### 1 補助対象者

・ユニバーサルデザインに合致した施設・設備等の整備（新築・改築、購入等）を行う市内中小企業者及び市内に事務所を置く特定非営利活動法人

### 2 対象業種

・中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人。

### 3 要件

・中小企業者や特定非営利活動法人がユニバーサルデザインに合致した店舗等整備を行うこと。  
・納期の到来した市税を完納していること。

### 4 補助対象経費

・ユニバーサルデザインに必要な工事（※別表参照）で、所得税法施行令第6条第1号から第3号までに掲げる資産の新築、購入等に要する経費。

### 5 補助額

・店舗面積100㎡未満 限度額30万円（補助率10/10、千円未満の端数切捨て）  
・店舗面積100㎡以上 限度額50万円（補助率10/10、千円未満の端数切捨て）

### 6 対象期間

・原則、年度内までに施設・設備等を整備し、事業を完了すること。（繰越は、要相談）

### 7 申請書類

・下記の書類を商工観光課まで提出してください。

○陸前高田市中小企業復興店舗等整備補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・建築確認済証及び建築確認申請書写し
- ・工事契約書又は店舗購入契約書の写し（整備内容詳細が分かる書類）
- ・整備完了時は、完成写真

### 8 交付決定

・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

### 9 補助金の請求・支払

・補助事業を完了した日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。

○陸前高田市中小企業復興店舗等整備補助金請求書（様式第4号）

（添付書類）

- ・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
- ・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

（お問合せ） 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5  
企画部商工観光課 TEL 54-2111（内線 381）

別表第1（第3関係）

対象経費	基準	
高齢者等の移動上の利便性及び安全性の向上を目的として行う店舗等整備（右欄に掲げる基準に適合するものに限る。）に要する経費	(1) 入口に段差がないこと、又は勾配が1/2以下のスロープを設置すること。 (2) 入口の扉を高齢者等に身体の負担が伴わない形状（自動扉、引き戸等）とすること。 (3) 上下階の移動を伴う場合は、エレベーター（140センチメートル角以上）を設置すること。 (4) 店舗内の主要な通路の幅を80センチメートル以上とすること。 (5) 店舗内の主要な通路において2センチメートル以上の段差がないこと。	
高齢者等の店舗の利用上の利便性及び安全性の向上を目的として行う店舗等整備（店舗の区分に応じ、右欄に掲げる基準に適合するものに限る。）に要する経費	飲食店	(1) 食事用の椅子の高さを40センチメートル以上50センチメートル以下、机の高さを60センチメートル以上75センチメートル以下とすること。 (2) 食事用の椅子を可動式のものとする。こと。 (3) レジカウンター、券売機等の高さを70センチメートル以上100センチメートル以下のものとする。こと。
	物販店	(1) 商品の棚の高さを50センチメートル以上150センチメートル以下とすること。 (2) レジカウンターの高さを70センチメートル以上100センチメートル以下のものとする。こと。
	窓口店	(1) 対応用カウンターの高さを60センチメートル以上75センチメートル以下とすること。 (2) 対応用の椅子を可動式のものとする。こと。

## ※ 所得税法施行令第6条第1号から第3号に掲げる資産

所得税法施行令第6条第1号	建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
" 第2号	構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
" 第3号	機械及び装置